

中国長春中医薬大学と日本ヘルスケア社会医療研究所

学術協定書

甲方:日本ヘルスケア社会医療研究所 (以下、甲という)

乙方:中国長春中医薬大学 (以下、乙という)

双方は相互尊重、相互理解、互恵互譲、協同共益の原則に基づき、十分な協議の上で、次の通り協定を締結する。

第一条:目的

本協定書は甲と乙の国際的学術交流活動を推進し、2014年より共同で行った中国医学実践講座を一層強化することを旨とする。相互の理解と交流を深め、友好の提携関係を構築し、さらに学術交流を発展させる。

第二条:提携内容

中国医学に関する講座を共催する。

講座名:中国医学実践講座

機関名:各自の文化習慣によって名称を定める。

中国語:長春中医薬大学東京中国医学養生保健学院

日本語:长春中医药大学連携在京未病学院

具体的な内容は次の通りとする。

1. 甲が日本国内で中国医学実践講座を実施し、関連事務を管理する。
2. 乙が講座の実施に合わせて、甲の依頼により講師を派遣し、受講生の中国医学研修をサポートする。
3. 甲は派遣講師に対し、渡航費や派遣期間の公的の必要経費及び生命保険料を負担する。
4. 乙が中医コースの修了者に修了証を発行し、甲が発行分の手数料を支払う。
(状況により料金を調整する。)
5. 甲は修了証発行のために受講者の情報を乙に提供する。

第三条：推進部門

上記の実施にあたり、双方が共同で協議すべきである。なお、特に重要事項、本協定に定められない事項については、その都度甲と乙が協議する必要がある。

第四条：協議の履行

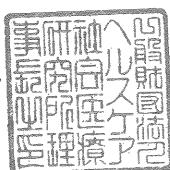
1. 甲と乙はきちんと協議内容を実施するため、それぞれ専任の責任者を指定する。
2. 知的所有権に関する内容は、別途協議して解決する。

第五条：その他の事項

1. 本協定は協定締結の日から3年間の有効期間とする。ただし、本協定の有効期限満了の3ヶ月前までに双方が終了の申し入れがない場合はさらに3年間延長されるものとする。
2. 本講座について、甲と乙はどちらかが終了させようとする場合には、3か月前までに書面で申し入れをする必要がある。もし見直しがある場合、双方の話し合いで定める。
3. 本協定の実施に関して、双方は両国で適用される法令を遵守することを前提とする。万一、紛争等が生じた場合は所在国の法律に基づいて対応する。
4. 本協定書は、日本語および中国語の成文を2通ずつ作成し、同等の効力がある。双方がそれぞれ署名のうえ、各1通ずつ保有し、締結日から有効となる。
5. 本協議に含められない事項に関しては、双方の話し合いで解決する。

甲方(印)：ヘルスケア社会医療研究所

代表： 太田 伸



乙方(印)：長春中医药大学

代表：



2020年6月30日

2020年6月30日